

10月号

豊島区広報

昭和42年10月20日 東京都豊島区役所発行

東京都豊島区東池袋1-18-1 大代表(981)1111

世帯と人口
9月1日現在
人口 338,948
男 169,960
女 168,988
世帯数 130,741
(住民登録による)



〔写真〕10月5日から始まった「東京をきれいにする週間」に、池袋東口前を清掃する地元の人たち。

みんなで築こう “きれいな町にあかるい生活”

人間はだれでも、自分たちの生活環境がよごれているより、清潔であることを望んでいます。しかし私たちは無意識のうちによごしているようなことはないでしょうかー。玄関や庭はいつもきれいにしておく人でも外出したときは、タバコの吸がらや紙くずを投げ捨てたり、散歩につれ出した飼い犬がフンをしてもあと始末しなかつたり、みにくいポスターをベタベタ貼つたりこのようなひとりひとりの不注意が生活環境をよごすもとなっています。人間の生活によることはつきものとはいえ、そのまま放つておくわけにはいきません。よこれるもどをちょっと注意しさえすれば、なくすことができます。私たちの町、東京をいつもきれいにするよう、お互に心がけましょう。

歳末助け合い運動に ご協力ください

11月10日～30日まで

豊島区では「歳末助け合い運動」が11月10日から30日まで行なわれることになりました。

この運動は、区と区内の協力団体が中心となって、歳末助け合い運動実施委員会をつくり、区内みなさんのご協力を求めて募金活動を行なうものです。ことしも町会、婦人会などのお手をわざわざして各家庭に「歳末助け合い袋」をお配りします。不要品などを売ったお金で、助け合い募金として入れていただき、これに区費などを合わせて、区内の被生活保護世帯、福祉施設などの歳末見舞品を贈ることになっています。生活に恵まれない方々に愛と善意の手をさしのべましょう。

みんなが
サンタになって



愛と善意をさしのべよう

第10回
歳末助け合い展
三 11月17日～22日まで

豊島区美術家協会では、恒例の「歳末助け合い展」を開きます。多数ご来場のうえご協力ください。
ところ：西武百貨店 7階
展示即売品：絵画 彫刻 工芸 色紙
似顔絵揮毫



手をあげている子は＝あなたを信じてる＝

秋の全国交通安全運動 三 10月22日～31日 三

毎日のように新聞をにぎわしている痛ましい子どもの交通事故。朝“いってらっしゃい”と送り出し、夕暮近く元気な顔を見るまで、お母さんは心配のしどおし、まったく安心して子どもを学校へやることすらできない状態です。

ことにはいつて9月末まで、都内の交通事故による子どもの死者はすでに一〇五人、負傷者は九一〇人もあり、まったく驚くべき数字です。

区では秋の全国交通安全運動の最大目標“子どもたちを交通事故から守ろう”をスローガンに、つぎのような運動を展開することになりました、運転者はもちろんのこと歩行者も交通ルールをしっかりと身につけ豊島区から交通事故を追放しましょう。

☆おかあさん！ 小さなお子さんのひとり歩きをさせないで……

車道や危険な場所で遊んでいたら一声やさしく注意しましょう。

☆運転手さん！ 子どもは衝動的に動きまわります。いつでもとまる用意と注意を……

☆みなさん！ 私たち自身がお手本となるような交通ルールを育て、かわいい幼い生命を守つてあげましょう。

関係機関と協力してこの6月から

臨時交通事故法律相談

不幸にも交通事故にあって、示談の方法、損害賠償の手続きなどわからないときはご遠慮なくおいでください。

とき：10月25日

ところ：区庁舎1階相談室

受付：10月23日から、区民相談係へ（内線二二七二）無料

相談員：弁護士

通学路の整備をすすめています

交通事故をなくすにはどうしたらよいか？——だれもが頭をかかえる問題です。

それは、歩行者、運転者が正しい交通規制を守ること（そのためには安全教育・広報活動・取締りが行われる）と、事故が起らぬよう道そのものの設備をすること（歩道橋・ガードレール・各種の標識による規制・信号機等）など、いろいろなことが考えられます。

とくに「児童を交通事故から守ることについて、区では各

ら9月にかけて、通園通学路の撤底的な再検討を行いました。

そして調査の結果、区内の通学路を大巾に追加指定し、これ

らの道路につきのよな保安設備を設けることになりました。

【通学路】今までの百九十二路線のうち十一路線を廢止し、新たに百二十路線を追加、三百一

路線にしました。

【通学路標識】二百二十本増やして九百九十一本に。

【通学路標識補助板】新しい試みとして通学路であることを示す補助板を約千枚設置。

【警戒標識】学校・幼稚園・保育所ありの標識三十本を増やして二百三本に。

【ガードレール】43年度分国庫補助予定分を含め約四千本設備。

【車道外道路】ガードレールのつけられない通学路は歩道の区別用白線を四千本引く。

以上のほか、信号機・横断歩道・一時停止・速度制限など、危険な場所の状態に応じて適切な措置をとるとともに、都で設置した高南小学校用の歩道橋と同様のものが42年度中に5橋完成される予定となっています。

都電・トロリー・都バス
身体障害者の方
無料で乗れます

身体障害者の方

無料で乗れます

都では身体障害者の方などに対する優遇施策として、都電・都バス・トロリー・バスを利用される方に共通無料乗車券を発行しています。

無料乗車券をうけられる人	もって来るもの
身体障害者	身体障害者手帳
精神薄弱者	愛の手帳
生活保護世帯員のうち	不用品
母子福祉年金受給世帯員のうち	国民年金証書
児童扶養手当受給世帯員のうち	児童扶養手当証書
戦傷病者	戦傷病者手帳
原爆被災者	被爆者健康手帳
特別項症	認定患者

豊島区に居住する方、福祉事務所にそなえつけの申請書にそれぞれ手帳・証書および本人の写真一葉(3cm×4cm)をそえ(印鑑持参)申し出てください。お問合せと取扱場所 区福祉事務所(981) 1111 内線341

10月22日	10月23日	10月24日	10月25日	10月26日	10月27日	10月28日	10月29日	10月30日	10月31日	11月1日	11月2日
と き											
豊島区議会議員選挙会場											

(皆さんぜひそげて下さい)

ことしも増額された
臨時年金

70才以上のお年寄り、重い身体障害者（一級障害）母子および準母子家庭に支給されている福祉年金の額が、来年の一月分からつぎのように引きあげられます。

れましたか、まだ請求されてない方、くわしく知りたい方は、
国民年金給付係(内線二三五)へご相談下さい。

手帳の交付を受けますといろいろな特典がありますので、これらに該当すると思われる方は、福祉事務所にお申し出ください。

販売整理票は必ず
受取りましょう。

取元管理系

配給米値段表(昭和42年10月1日改正)		
配給量	品目	値格(10キログラムにつき)
1人1ヵ月 10キロまで 配給	内地米	1,410円
	徳用上米	1,180円
	徳用米	970円
希望配給	もち米(水稻)	1,705円
	もち米(陸稻)	1,630円

高大风 141
高大风 118
高大风 97

消費者×モ③

お 米

わたし達日本人の主食としてお米は毎日かかせないもの、この10月1日から
値段があがりましたが配給の正しい受け方などこの機会に知識を深めましょう。
配給担当者は既者（昭和42年10月1日改正）

配給米値段表(昭和42年10月1日改正)

- お米やさんの店頭には各品目の 見本品
が陳列されていますからごらんください
- お米やさんをとりかえたい場合は、区役
所の出張所で手続きをすれば簡単にでき
ます。

= お米の注文の仕方
「内地米10キログラムください」とか「徳用上米20キログラムください」とかいうように、品目をはっきり言いましょう。
「おいしいお米をください」、「いつものとおりください」というのは正しい注文の仕方ではありません。

お知らせ



第32地区(駒込駅周辺)の立候補届の受け付け期間等はつぎのとおりです。

受付期間

11月1日から10日まで

日曜祭日等も含み、毎日午前8時30分から午後5時迄

土地区画整理審議会委員の選挙について

◎都市計画第13地区、第24地区復興地区画整理審議会委員の任期が昭和42年2月14日で満了となつたので、今回法の定めるところにより委員の選挙をつきの日程で行いますから、権利者のご協力をお願いします。

(届出用紙は受付にあります)

選挙場(11月22日選挙)
第10地区第2丁目

芝浦工大付属高等学校
西池袋1-11-5

選挙人名簿総覧開始
11月2日 終了
11月21日 確定公告
11月22日 立候補届の受付開始
12月1日 締切

引揚者特別交付金を請求される方は

外地に生活の本拠が一年以上あつたが終戦によつて引き揚げた、という方に特別交付金が支給されます。

引揚者の終戦時の年令に応じ

10月20日 選挙期日(投票日)

選挙に関する「不明」不審な点がありましたら

東京都北部区画整理事務所
電話(918)三五二二一三
第31地区
豊島区立駒込小学校
駒込6-18

「たばこ」は区内で買いましょう!!

◎11月22日(水)に投票が行われる上地区画整理審議会委員選挙の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。たばこのお求めはぜひ区内で。

周辺・第31地区一巢鴨駅周辺・
(第10地区第2工区一池袋西口)

私道の下水管工事に助成金がでます

特別区民税・都民税の
第三期分納期限は

10月31日までです

水洗便所がつけられる公共下

水道の普及地域(田地区)豊島区の場合(98.3%)で、私道に私設下水道を設けたい方に標準工事費の75%以内の助成金がでます。

助成の条件は
1 私道の巾が1.8メートル以上
で延長20メートル以上あること。

2 都で定めた構造基準のもので、最高十六万円最低三万円が支給されますが、引揚前に死亡または引揚後死亡された方の遺族は七割相当額となります。なお請求される方に「請求案内」をさしあげます。くわしくは厚生部管理課厚生係内線二二二三二三へおたずねください。

引揚者の終戦時の年令に応じてあること。

工事中はなにかと二不便をおかけすることもあると思います

がよろしくご協力ください。
工事施工場所

環状6号線の舗道両側
要町1丁目、千早町1丁目
高松町1丁目付近。

なお工事についてのお問い合わせは

下水道局第三建設事務所
工事係(362)二三四一七一
へお願いします。

(元)住みよい郷土は郵便貯金から

すものが、10戸(アパートの各室を1戸とすることがある)

以上あり、ただちにくみ取を、水洗式に改造すること。

ご要望の場合は係員がいつでもおたずねください。

◎11月22日(水)に投票が行われる上地区画整理審議会委員選挙の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。たばこのお求めはぜひ区内で。

「たばこ」は区内で買いましょう!!

◎11月22日(水)に投票が行われる上地区画整理審議会委員選挙の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。たばこのお求めはぜひ区内で。

「たばこ」は区内で買いましょう!!

◎11月22日(水)に投票が行われる上地区画整理審議会委員選挙の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。たばこのお求めはぜひ区内で。

「たばこ」は区内で買いましょう!!

◎11月22日(水)に投票が行われる上地区画整理審議会委員選挙の消費税が含まれており、大切な区の財源となっています。たばこのお求めはぜひ区内で。

「たばこ」は区内で買いましょう!!

住居表示メモ

最終回
■前号でおたずねの住居番号についてですが、家を新築したり出入りをかえたようなときは、区役所に届けてくださいと、係員が調べて住居番号をお知らせします。

面積にして、22.7km²の地区を行

う予定で準備をすすめておりま

す。
問【豊島区の実施状況は44.5%だそうですが、残りの地区はいつ行なわれますか】

——おわりに——
今まで、新しい住居表示について皆さん

の質問を中心に、ご説明してまいりましたが、だいたいおわかりいただけたことと思いま

す。
産業や経済の発展により、わたし達の生活も変りましょう。町には高速公路が走り、たくさん的人が活動しています。明るく住みよ

い、どなたが来られていました。わかりやすいみんなの豊島区とするため、皆様のご協力をお願いいたします。

信用が守り育てて5兆円、郵便局の簡易保険は広く国民の皆さん親しまれています。豊島区とするため、皆様のご協力をお願いいたします。



11月10日から 転入・転出など届出の方法が変わります

さきの国会で、住民基本台帳法という法律が成立し、これによる新しい制度が本年11月10日から全国いっせいに実施され同時にいまの住民登録法は廃止されます。

◇新しい住民基本台帳制度とは

この制度は、今まで皆さんのが住所を移されるたびにいろいろな届出をしなければならなかつたご不便をなくすまた住民に関するいろいろな役所の台帳を住民基本台帳というものにまとめ、正確に記録し、選挙権など住民の権利を保障しようとするものです。

◇各種の届出書が一本化されます

住所を移されるときに同時に必要な国民健康保険の資格の取得や喪失の届、国民年金の住所変更の届、選挙人名簿登録の申出、お米の配給の異動申告は、転入届や転出届など一枚の届出書で、すべてすむことになります。
従つてこれまでの届出書のひな型が変わることになります。
また小中学校に転入学をする届もいらなくなります。

届出の種類	届出をしなければならないとき	届出の期間	届出をする人	届出の窓口
転入届	他の区市町村から豊島区に住所を移したとき	異動のあった日から14日以内	本人または世帯主	所管の出張所
転居届	豊島区内で住所を移したとき			
世帯変更届	世帯または世帯主に変更があったとき			
転出届	豊島区から他の区市町村に住所を移すとき	住所を移す前		

◇届出はいつまでに

転入届と転居届と世帯変更届は、それぞれ異動のあった日から十四日以内にしなければなりません。また転出届は、住所を移す前にしなければなりません。

◇届出をする人は

原則として本人が届出をしなければなりませんが、本人ができないときは世帯主が代って届出をしなければなりません。

お住いの区域を担当する出張所の窓口で取り扱います。

届出をするときは

三 つぎの書類と印鑑を

◇転出届・転居届・世帯変更届をする

二

○お米の通帳

○国民健康保険に加入している人は

保險証

○国民年金に加入している人には

◇転入届をするとき

○転出証明書

○お米の通帳

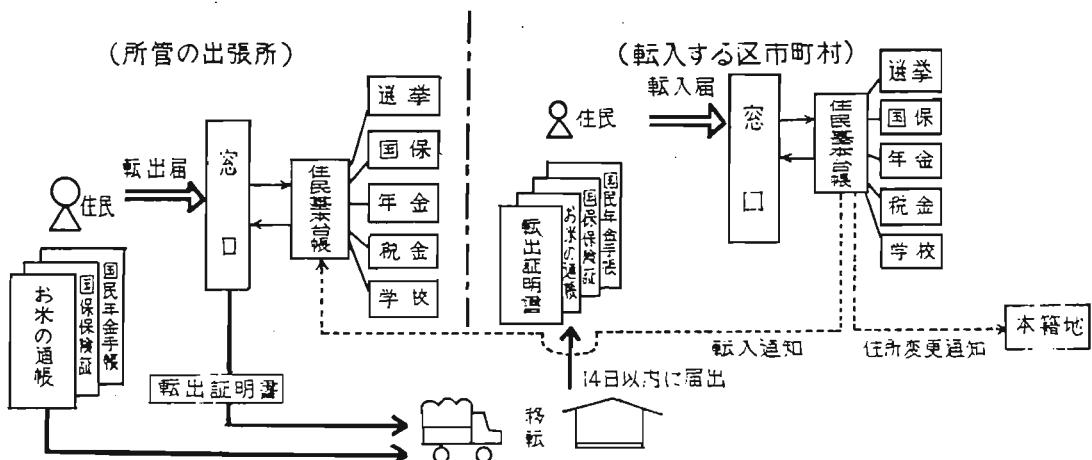
入る人は、その世帯の保険証

○国民年金に加入している人は

年金手帳



あなたが転出する場合



◇届出をしないときは

新しい制度による届出を怠つて、住民基本台帳の記録からもれたりしますと、選挙権など住民としての権利行使することが保証されない場合があります。

また届出が遅れたり、届出をしなかつたりした場合には、罰則が適用されますのでご注意下さい。

◇届出を必ず守ってください

区民のみなさんから正しい届出が行

なれませんと、折角の住民基本台帳

も正確性を保つことができません。
台帳の記録が正確でなければ、注

の利便を増進するとか、役所の住民に

する事務を合理化するという新しい

制度の本来の目的は達成されないわけです。

役所の方でも定期的に実態を調査することになっていますが、区民のみなさんのご理解とご協力をくれぐれもお願いします。

届出をしないときは、

新しい制度に